２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～五　略］

六　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七　［略］

３　［略］

（記録）

**第六条**　法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

| 記録事項 | 記録すべき場合 | 保存期間 |
|---|---|---|
| 一　試験研究用等原子炉施設の施設管理（第九条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 | | |
| イ　使用前確認の結果 | 確認の都度 | 同一事項に関する次の確認のときまでの期間 |
| ロ　第九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 | 施設管理の実施の都度 | 施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間 |
| ハ　第九条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 | 評価の都度 | 評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間 |
| 二　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 三　燃料体の記録（第十六条の五の二第十一号の性能維持施設が存在しない場合を除く。） | ［略］ | ［略］ |
| ［イ～ト　略］ | | |
| 四　放射線管理記録 | | |
| イ　原子炉本体（法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に該当す | ［略］ | ［略］ |

２　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

３　［同上］

六　［同上］

（記録）

**第六条**　法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

| 記録事項 | 記録すべき場合 | 保存期間 |
|---|---|---|
| 一　試験研究用等原子炉施設の検査記録 | | |
| イ　使用前検査の結果 | 検査の都度 | 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 |
| ロ　施設定期検査の結果 | 検査の都度 | 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 |
| ハ　第十条の規定による検査の結果 | 検査の都度 | 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 |
| 二　［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 三　燃料体の記録 | | |
| ［イ～ト　同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 四　［同上］ | | |
| イ　原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 | ［同上］ | ［同上］ |